新世代モバイル通信システム委員会報告(案)に対する意見募集

ー「新世代モバイル通信システムの技術的条件」のうち「携帯電話を無人航空機等(ドローン等)に搭載して上空で利用する場合の技術的条件」ー (令和2年1月28日~令和2年2月26日意見募集)

提出件数 10件(法人 6件、個人 4件)

ЖШ	是出什致 IO 什(法人 6 件、個人 4 件 <i>)</i>						
No	意見提出者 (順不同)	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた 案の修正の有無			
1	株式会社NTTドコモ	<該当箇所> 全般 <意見> 携帯電話の上空利用実現に向けて、必要となる項目が網羅的に検討されており、適切な内容であると考えます。	本報告案への賛同意見として承ります。	無			
			ご意見を踏まえ、「基地局からの制御情報に基づく」の文言を追加します。	有			
		<該当箇所> 全般 <意見> 本報告(案)が早急に答申され、関係省令等の整備が迅速に行われることを希望します。また、 第5世代移動通信システムを含むTDDバンドにおける上空利用についても、引き続き検討がなされることを希望します。	本報告案への賛同意見として承ります。	無			
2	KDDI株式会社			無			

	<該当箇所>	本報告案への賛同意見として承り	無
	1. 6 携帯電話の上空利用のサービスイメージ	ます。	
	<意見>		
	上空での利用申請が行われていない携帯電話端末をドローン等に搭載して利用された場合、上空		
	利用向けの送信電力制御機能が適用できないため、混信が発生する可能性があります。地上で携帯		
	電話サービスを利用するお客様保護の観点からも、「ユーザーに対して、携帯電話の上空利用に関		
	して必要な周知啓発を行っていくことが考えられる」とした原案に賛同いたします。		
	<該当箇所>	本報告案への賛同意見として承り	
	2. 1 携帯電話網への影響	本報日来への負向息先として承り	////
	2. 1 房市电动机 W 彩音	A 9 0	
	<意見>		
	へる兄ン 当社を含む携帯事業者は、携帯電話ネットワークのエリア構築を通して、携帯電話網における干		
	渉回避に関する知見を有しております。また、当社は実用化試験局制度を用いた携帯電話の上空利		
	用における実験結果から、端末の上空利用時における地上への干渉影響に係る知見も有しているこ		
	とから、「携帯電話網への干渉が起きないように携帯事業者自らが適切な検証を行ったうえで、上		
	空移動局の送信電力制御のパラメータを設定し、上空で使用可能な携帯電話の台数等を管理することが開発します。		
	とが望ましい」とした原案に賛同いたします。		
3 クアルコムジャパン合同	<該当箇所>	ご意見を踏まえ、3GPPリリース15	有
会社	4.1.2 システム設計上の条件 (2) 送信電力制御	で導入された上空移動向け送信電力	
	<意見>	制御が適用された移動局以外であっ	
	2. 1章のご検討から、適切な送信電力制御によりドローンが発する干渉を抑圧でき、許容干渉		
		確化するために、4.1.2 システム設	
	は、2.1.1章に紹介されている 3GPP リリース 15 の上空移動局向け送信電力制御でも、それ以		
	外の任意の方法(例えば基地局側で上空移動局を識別し、地上移動局とは異なる送信電力を個別制	以下のように修正します。(下線部分	
	御にて設定する)でも実現可能であると理解しています。	を追加)	
	しかしながら、4.1.2章の(2)下線部は、「上空で利用される移動局」は「移動局が上空		
	に存在していることを前提」とした空中線電力の制御を「自動的に行える機能」を持たなければい	「基地局からの電波の受信電力の	
	けないと書かれており、移動局自身が上空利用されることを認識していなければおらず、3GPP リリ	測定又は当該基地局からの制御情報	
	ース 15 で導入された上空移動局向け送信電力制御の実装が必須であると読めます。	に基づき空中線電力が必要最小限と	
	1. 3. 2章の末にもありますように、3GPP リリース 15 で導入された上空移動局向け送信電力		
	制御はオプション機能であり、すべての移動局が実装するものではありません。上空利用端末に搭		
	載する移動局の実装選択肢を狭めてしまうことがないよう、3GPP リリース 15 で導入された上空移	動局にあっては、移動局が上空に存在	
	動局向け送信電力制御の実装は必須ではないことを明確化頂きたく存じます。	していることを前提とした <u>基地局か</u>	
		らの制御情報に基づく空中線電力の	
		制御を自動的に行える機能を有する	
		こと。」	

	東京電力パワーグリッド株式会社	報告案 P. 11 こうした制度整備に加え、利用希望者にとって利便性の高いものとするため、携帯電話事業者によるWeb申請などの仕組みの構築に並行して取り組み、2020年内に実現することが望ましい。・中略・そのほか、上空利用検討作業班において、利用者の利便性を考え、将来的には「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」で策定された「空の産業革命に向けたロードマップ 2019」に位置付けられている運航管理システム等とシステム連携を図ることが望ましいとの意見があった。 〈意見〉 当社では、大規模災害発生時の現場状況早期確認や平時のインフラ設備点検におけるドローンの利活用を進めており、携帯電話の上空利用における利便性向上や手続き迅速化は、電力の安定供給にも大きく寄与するものと考えている。ついては以下2点をお願いしたい。 (1)携帯電話事業者毎に異なる申請フォーマットやシステムの仕組みとなった場合、ユーザーの利便性を損なう懸念がある。携帯電話事業者の申請システムの共有化や窓口の一本化等、ユーザーの利便性を充分に考慮した制度整備やシステム構築をお願いしたい。なお、昨年の台風 15、19号の襲来時には携帯電話基地局の被災等により、地域ごとに特定の携帯電話事業者しか利用できなくなる事態が実際に発生しており、その状況をユーザー側で考慮して個別に申請するのは困難な場合もあると考える。 (2)ルーラル、特に山間部においては、携帯電話事業者毎の不感地帯の存在が課題になると想定される。昨今ではクラウドSIM等の普及により、複数の携帯電話事業者のサービスエリアを跨	まとめを行ったものです。 頂いたご意見については、携帯電話 事業者において、利用者の利便性に配 慮した検討がなされることが望まし いと考えます。	無
		いだ通信環境が実現されている。このような新技術の活用も視野に入れた検討をお願いしたい。 <該当箇所> 報告案 P. 39 高度 150m を超える上空における携帯電話の利用については、共用検討の条件を見直したうえで改めて検討することが望ましい。 <意見> 山間部の送電線では、谷越え部分などで送電線自体が地表から 150m を超える高さに架線されているケースがある。このような場所は地上からのアクセスが難しいことも多く、被災状況の早期把握や平時の設備点検のためのドローン活用を進めていきたいが、一部で高度 150m を超える飛行になることが考えられるため報告案に記載いただいている検討をぜひお願いしたい。	本報告案への賛同意見として承ります。	無
		 	頂いたご意見については、携帯電話 事業者において、適切な検討がなされ ることが望ましいと考えます。	無

5	阪神電気鉄道株式会社	<該当箇所>	本報告案への賛同意見として承り	1111
	阪神ケーブルエンジニア		本報日来への質問息光として多り	////
	リング株式会社	エルX	6 7 0	
) -) M-NZ I	│ <意見>		
		- パープラン - 携帯電話網を利用するドローン、いわゆるセルラードローンを実現するための技術的条件のとり		
		まとめについて、弊社として賛同いたします。		
		携帯電話と同様に、セルラードローンを包括的に免許取得(実用局化)できるようになれば、ド		
		ローン利用における手続きの短縮が図れると共に、スマートフォン等と同様、高速な通信が、広域		
		なエリアで利用可能となることが期待されます。		
		一方で、携帯電話網の整備が遅れている中山間地域等の条件不利地域における、農業や林業分野		
		一での無線インフラ整備ニーズが高まっていることから、地域 BWA 事業者である当社としては、安価		
		な小型 4G 基地局 (eNB) によるローカル整備の検討を進めており、その主要な利用の1つがドロー		
		ンであるとみています。		
		今回の技術的条件では、携帯電話事業者向けの FDD-LTE 方式を先行して整備する形となり、上空		
		利用では干渉を与える可能性のある『遠方捕捉問題』の解決が必要な TDD-LTE 方式は、今後の検討 事項とされています。		
		事項こされています。 私ども地域BWA事業者としては、TDD方式固有の問題解決も含め、利用者ニーズに合わせて早期に		
		私とも地域BMA事業者としては、IDDが氏面者の同題解決も含め、利用者ニースに占りして平朔に セルラードローンが地域BWA網で利用できるよう、早期の検討に期待すると共に、必要に応じて可		
		能な協力をしていきたいと考えています。		
6	個人		本委員会報告案は、事業者・個人の	1111
0		全般		<u>w</u>
		<意見>	帯電話を無人航空機に搭載して上空	
		- 、		
		マートホンを使うようには、手軽に個人で利用できるようなものではないように思われます。将来		
		的には、誰でも個人が携帯事業者の包括的免許で使用できるようになる事を希望します。(航空法	行ったものです。	
		がどのように変わっていくかは判りませんが、専門業者だけが想定される方向に向かっているよう		
		に思われます。それらの規制とのセットでの利用ばかりではないと思います)	からの制御情報を元に、通常の携帯電	
		報告書からの根拠は以下です。	話(スマートフォン)であっても適用	
		1. 上空利用向けの送信電力制御機能の適用(例えば、通常のスマホは搭載できない?基地局制御		
		のみで使用可能?) 0.機関電話をドローン等に機能し、Lppから電池を発射した場合、過信が供じて限ればまる。/ L	上空で利用される携帯電話の台数	
		2. 携帯電話をドローン等に搭載し、上空から電波を発射した場合、混信が生じる恐れがある。(上 空の台数が制限に達したら、利用できない。その最大台数/範囲は?)	か増加した場合、地上で利用される携 帯電話に対して混信を引き起こす可	
		至の古数が制限に達したら、利用できない。その最大百数/戦闘は? 3.希望する飛行範囲、運用日時、最高飛行高度、同時運用台数、最大通信速度等	市电品に対して進品を引き起こり円 能性があることから、上空で利用され	
		3 : 布宝する飛行戦団、建用口時、最高飛行局及、凹時建用日数、最大通信歴度等 (条件に合わなければ、利用許可が下りない。その制限範囲は?)	る携帯電話について、事前に台数を把	
		- ANTH- 日本 Notation (Anthrope) Notation (Anthrope)	握・管理する必要があり、そのために	
			も飛行範囲等の情報が必要になりま	
			す。	
			なお、地上で利用される携帯電話に	
			対する影響の度合いは、基地局の配置	
			状況によるため、一律に利用可否を提	
			示することが困難であり、利用者から	
			の簡便な申請に基づき、携帯事業者が	

		T	Г
		上空利用の可否を個別に判定するも のになります。	
7	個人	頂いたご意見については、今後の検討における参考とさせて頂きます。	無
8	個人	我が国では、電波が人体に悪い影響を及ぼすことのないよう、科学的知見を基に、十分な安全率を見込んだ「電波防護指針」を策定し、この指針値は国際基準にも準拠しています。電波の人体への影響については、5G等で使われる周波数の電波上については、5内ではでは、人体への悪い影響は認められていません。本報告案においても、電波防護指針への適合を技術的条件として求める場所である。電波による健康被害が起こらない環境の整備に努めています。	
9	個人		無

注 そのほか、案について全く言及しておらず、無関係と判断されるものが1件ございました。